

2026(令和8)年6月30日

1. 総括(点検の目的と結論)

学校法人芦屋学園は、日本私立大学協会制定の「私立大学版ガバナンス・コード」に基づき、「芦屋大学ガバナンス・コード」を定めている。本報告書は、令和7年4月1日の改正私立学校法施行に伴う改定規程に基づき、令和7年度における本学のガバナンス・コードの適合および遵守状況について、全項目にわたり点検・評価を行った結果を公表するものである。

本学は、すべての項目において「適合(遵守)」しており、適切なガバナンス体制が確保されていることを確認した。

2. 項目別点検・評価結果

第1章 私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重

- 1-1 建学の精神
 - 【実施状況】「人それぞれに天職に生きる」の建学の精神および人材像を明確に掲げ、教育・研究の基盤としている。
 - 【判定】適合
- 1-2 教育と研究の目的(私立大学の使命)
 - 【実施状況】各学部・大学院の教育研究目的を定め、それに基づいた「中期的な計画(PDCA体制)」を策定・公表・管理している。
 - 【判定】適合

第2章 安定性・継続性(学校法人運営の基本)

- 2-1 理事会
 - 【実施状況】理事会は意思決定・監督機関として機能し、令和7年改正私学法に基づき「内部統制システム整備に関する基本方針」を決定・運用している。
 - 【判定】適合
- 2-2 理事
 - 【実施状況】理事の職務・責任(忠実義務・善管注意義務)を明確化し、利益相反取引の承認手続き、外部理事の複数名選任、全理事への研修を実施している。
 - 【判定】適合
- 2-3 監事
 - 【実施状況】監事2名を置き独立性を確保。選任・解任は評議員会の決議とし、監査計画に基づく監査結果(監査報告書)を公表している。
 - 【判定】適合
- 2-4 評議員会
 - 【実施状況】最高議決・監督機関として改編し、予算、事業計画、中期計画、寄附行為の変更等の法定制定事項について確実に評議員会の決議(承認)を得ている。
 - 【判定】適合
- 2-5 評議員
 - 【実施状況】教職員3分の1以下、理事選任2分の1以下など、新法が定める評議員の構成・資格に関する法定制限を厳格に遵守し、選任とサポートを行っている。
 - 【判定】適合

2026(令和8)年6月30日

第3章 教学ガバナンス(権限・役割の明確化)

- 3-1 学長
 - 【実施状況】学長が大学教学運営を統括しリーダーシップを発揮できるよう、理事会からの権限委任、副学長・学部長による補佐体制を規程に基づき可視化している。
 - 【判定】適合
- 3-2 教授会
 - 【実施状況】教育研究の重要事項を審議する機関として教授会を設置。学校教育法第93条に基づき、学長が決定を行うための意見具申機関として適切に運営している。
 - 【判定】適合

第4章 公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)

- 4-1 学生に対して
 - 【実施状況】学部ごとの「3つの方針(ポリシー)」を明確にし、自己点検・評価結果を社会に公表。ハラスメント等への厳正な対処体制を構築している。
 - 【判定】適合
- 4-2 教職員等に対して
 - 【実施状況】教職協働体制を確保し、全構成員におけるUD、BD(理事・監事)、FD(教員)、SD(事務職員等)の年次計画に基づく業務研修を推進している。
 - 【判定】適合
- 4-3 社会に対して
 - 【実施状況】7年以内ごとの認証評価、定期的な自己点検・評価、ホームページ等での積極的な情報公開、地域連携や災害対応、サステナビリティ課題へ取り組んでいる。
 - 【判定】適合
- 4-4 危機管理及び法令遵守
 - 【実施状況】大規模災害や不祥事防止のためのマニュアル整備、情報セキュリティ対策、BCP(事業継続計画)策定、公益通報窓口の設置と通報者保護を徹底している。
 - 【判定】適合

第5章 透明性の確保(情報公開)

- 5-1 情報公開の充実
 - 【実施状況】教育研究に関する情報、および学校法人に関する財務情報(財産目録・貸借対照表・収支計算書等)や監事の監査報告書について、Web公開や「大学ポートレート」の活用、事務所備え置き等により最大限公開している。
 - 【判定】適合

3. 今後の運用方針

本学は、令和7年度の法改正への適合を契機として、形骸化することのない実効性あるガバナンス体制を維持する。今後も「PDCA サイクル」による定期的な自己点検・評価を継続し、ステークホルダーおよび社会に対する説明責任と透明性の高い学校法人・大学運営に努める。

略語説明(用語集)

- ◆ PDCA(計画・実行・評価・改善)
計画、実行、評価、改善の4段階を継続的に繰り返す、教育・経営活動の質を維持・向上させる管理手法。
 - ◆ UD(ユニバーシティ・ディベロップメント)
全構成員が建学の精神に基づき、教育・研究等を通じて大学の社会的価値を創造・最大化する取り組み。
 - ◆ BD(ボード・ディベロップメント)
理事の職務 PDCA 明示や監事の監査報告等を通じ、経営陣(ボード)の機能や資質向上を図る取り組み。
 - ◆ FD(ファカルティ・ディベロップメント)
教員の教育・教授能力を高め、3つの方針の実質化や教育組織としての機能高度化を推進する取り組み。
 - ◆ SD(スタッフ・ディベロップメント)
全ての教職員の専門性や資質向上を図り、教職協働を支える業務研修を計画的に実施する取り組み。
 - ◆ BCP(ビジネス・コンティニュイティ・プラン)
大規模災害等による被害発生時、学内の重要業務を中断させず、早期に再開・継続するための事業継続計画。
-